

平成28年度第2回さいたま市都市農業審議会 議事要旨

日 時	平成 29 年 3 月 10 日（金） 13:30～15:30	場 所	危機管理センター関係課会議室
出席者 (敬称略)	<p>【審議会委員】 委員長：後藤 光蔵（武蔵大学 名誉教授） 副委員長：萩原 知美（さいたま市女性農業者連絡協議会 会長） 委 員：齊藤 倫夫（埼玉県さいたま農林振興センター 所長） 森田 忠（J A 南彩 代表理事組合長） 梅國 智子（人間総合科学大学人間総合科学部 准教授） 秋山 佳津美（生活協同組合パルシステム埼玉 理事） 若谷 茂夫（さいたま市農業委員会 会長） 滝澤 正文（市民公募） 見川 せつ子（J A さいたま女性部 部長） 島田 由美子（市民公募） 飯山 正樹（さいたま市認定農業者連絡協議会 会長） 岸 千晴（さいたま市経済局農業政策部 部長） 欠 席：高橋 美彌子（南彩農業協同組合女性部岩槻支部長） 星野 勝太郎（J A さいたま 代表理事組合長） 柳 時機（株式会社安楽亭 代表取締役社長）</p> <p>【事務局】 さいたま市：農業政策課 岡野課長、渡邊農業政策係長、増田主任、船間技師、井上主事 農業環境整備課 内田課長、井上課長補佐兼農業振興計画係長</p>		
公開又は非公開の別	公開（傍聴者 0人）		
<p>1 開 会</p> <p>事務局より会議開催にあたり、事務局職員の紹介及び次のことについて報告があった。</p> <p>①定足数を満たしていることから、本日の審議会が成立していること。 ②さいたま市情報公開条例第 23 条により会議は原則公開となっていること。 ③傍聴者は、現在のところ 0 名であること。</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>開会にあたり、後藤委員長より挨拶があった。</p> <p>「2月10日に都市農業振興基本法・同基本計画の具体化を目指す法律改正案の閣議決定があり、生産緑地地区の下限面積の緩和や30年経過後の生産緑地に対する新たな制度の提起、農地と住宅を調和させていくための用途地域の新設などが決められた。しかし生産緑地の貸借などに関しては、今回は結論が出ず、この点も含めて検討が続けられるので注目し必要があれば意見を述べていく必要がある。本審議会の役割も大きいと思うので本日もよろしくお願ひしたい。」</p> <p>3 議 題</p> <p>議題に入る前に、さいたま市長から本審議会委員長宛ての諮問書について、事務局より報告があった。</p> <p>(1)人・農地プラン（案）について</p> <p>事務局より、資料をもとに人・農地プラン（案）について説明後、意見交換が行われた。</p>			

①人・農地プランの中で、農地中間管理機構の活用に係る記載箇所がある。人と農地の問題解決を図るにあたり、農地中間管理事業は、重要な位置を占めていると考えるが、さいたま市における実績について教えていただきたい。(滝澤委員)

→平成 27 年度は、中部地域において 3 名計 5,560 m²の利用実績があった。平成 28 年度は、見込みとなるが、中部地域において 6 名計 16,271 m²となる。東部地域及び西部地域の実績は現在のところない。(事務局)

②東部地域及び西部地域で活用されていない理由はなにか。(滝澤委員)

→平成 27 年度においては、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が見沼田圃地域を中心に展開している新規就農者対象の担い手塾の塾生に対し、研修で使用していた農地を卒塾に伴い貸し付けたというのが実態である。平成 28 年度についても一部を除き同様の事情となっている。さいたま市においては、農地中間管理事業の本来の意味での活用はまだこれからといったところである。(事務局)

→現在のところは、農地の出し手と受け手の条件が中々折り合わず、実績は、2 年間で 9 人ではあるが、農地中間管理事業は、人・農地プラン（地域の話し合い）を進める上で重要な制度であると考えており、今後も周知を行い、活用を積極的に働きかけていきたいと考えている。(事務局)

③人・農地プランの「5. 近い将来農地の出し手となる者と農地」の記載箇所がある。ここに掲載される方が増えれば、「1. 今後の地域の中心となる経営体（担い手）」とのマッチングが進むと思う。出し手の情報を丹念にしっかりと拾い上げていくことが肝要ではないか。(齊藤委員)

④人・農地プランについて確認したい。今後、この人・農地プランに掲載を希望する担い手・出し手が現れた際に、当審議会に諮らないと掲載することはできないのか。(齊藤委員)

→お見込のとおりである。(事務局)

⑤掲載希望者が現れた際の即時対応という点で機動性にやや問題があるように見受けられる。その辺りを改善できるような仕組みが考えられればよいと思う。(齊藤委員)

→本市においては、今のところ各地域の話し合いを年 1 回開催し、その際に担い手や出し手として地域の合意を得られた方を人・農地プラン（案）に掲載し、本審議会に諮らせていただいているが、青年等就農給付金等、人・農地プランへの位置づけが前提となる制度もあるので、そういった制度利用希望者が出てきた際は、年 1 回にこだわることなく、必要に応じた開催を検討していきたい。(事務局)

⑥農業委員会においても全国農地ナビ（農地情報公開システム）という農地情報をイ

インターネット上で閲覧できる仕組みがあるが、やはり農地の出し手（貸し手）がでてこないと、農地のマッチングは始まらない。さいたま市においても、遊休農地寸前の農地や担い手がいない農地が増えてきている。そういった方へしっかりとPRし、出し手の情報を把握し、地域の担い手へマッチングできるようにしていきたい。農地中間管理事業については、農地の中間的受け皿として公的機関が間に入るといっても、出し手としては、顔が見えない人に貸すことに不安をもつ人もいる。そういった点を解消するためにも、農地中間管理事業の実績を増やし、信用を上げ、地域の人々にしっかりと認識してもらうことが大切であると考えている。まだまだ周知が不足している。（若谷委員）

⑦このあと、報告事項にあるが、農業委員会等に関する法律の改正により、さいたま市でも平成29年度より農業委員会において農地利用最適化推進委員が委嘱され、これまで以上に地域に密着した活動をしていくこととなると思う。農業政策課も一緒に連携し、地域における農地の出し手受け手の掘り起しを行い、さいたま市農業の実情をしっかりと把握し、人・農地プラン（地域の話し合い）や農地中間管理事業の活用、きめ細やかな農業施策を進めていきたい。（岸委員）

⑧地域の話し合いへの参加者は、どのような人々を対象としているのか。（島田委員）
→地域の担い手として、認定農業者や認定新規就農者、若手農業者にお声掛けをした。他に地域の代表である農業委員会委員、また農地の出し手として農業政策課に申し出下さった方々に案内をお送りさせていただいた。また、農業委員会に協力いただき、農地台帳調査の際に案内チラシを同封したほか、市の情報公開コーナーや公民館、支所、市民の窓口に案内チラシを配置させていただいた。（事務局）

⑨見沼田圃で活動しているが、去年まで耕作していた方が今年はやめてしまうといった実態を目の当たりにしてきた。地域の話し合いのPRはしているようだが、そういった出し手になり得る方々にもっとダイレクトに届きやすい、参加しやすい方策を考えてほしい。（島田委員）

⑩現実問題として、担い手が偏っているように思われる。もっと地域に万遍なく担い手ができればいいと思う。（森田委員）

⑪さいたま市では5月1日より農業委員会の仕組みが変わり、農業委員会委員は現行の半分程度になるが、新たに農地利用最適化推進委員が委嘱される。この農地利用最適化推進委員は、地域に密着し、農地の状況に応じた担い手へのマッチングなど地域に根ざした活動をしっかりやっていきたいと考えている。しかし、若い後継者が非常に少ない。さいたま市では、水田については機械化が進んでおり、その意味では、意外に後継者が見つけやすい面はあるが、一方であまりにも米価が安すぎ

るという問題がある。また、畑は、地権者もばらばらであり、形や面積も様々で、まとまった農地が少なく、農業者が農作業に通うことすら難しい場合がある。農薬や堆肥の問題もある。人・農地プランを進めていくためには、若い元気のある農業者を育成していく必要があり、そのためには、基盤整備などが大事になってくる。いずれも制度単体で考えるのではなく、農業を取り巻く問題も対策も包括してセットで考え、取り組んでいかなければならない。(若谷委員)

⑫若谷委員のいうとおり、高齢化や資本の問題により、中規模・大規模農家も経営規模を縮小しつつある現実がある。(森田委員)

⑬後継者を取り巻く問題は大きい。日本の農業の未来を考えた時に、やはり消費者も巻き込んで考えていかないと、この問題は解決しないのではないかとも思う。田んぼや畑は生産するだけの場ではないということを、皆さんにもっと知っていただきたい。(萩原副委員長)

⑭参考資料4に記載の新規就農者の数字は、全くの新規参入者か、それとも親の後を継ぐ就農者も入っているのか。(島田委員)

→今年度農業政策課が把握している中で、新規参入者や後継者も全て含めた数字である。(事務局)

⑮国の新規就農者の定義は、3つ(新規自営農業就農者、新規雇用就農者、新規参入者)に分類されている。こちらの資料に記載の新規就農者も国に則った形で区分を整理した方が分かりやすいのではないか。(後藤委員長)

⑯他市町では、新規参入者が農業参入する場合に市町がサポートする体制をとっていると聞いたが、さいたま市ではどのようなサポートを行っているのか。(梅國委員)

→さいたま市では、現在のところ新規参入への独自サポートは行っておらず、県の農業大学校や埼玉県農林公社主宰の担い手塾を卒業した人等が市内に農業参入している。その他、地域の指導農家のもとで研修を受け、農業参入する人もいる。本市においては、新規就農者の確保を目的に、さいたま市版就農予備校の創設の検討を進めているところである。(事務局)

⑰県においては、地域農業の発展や青年農業者の確保、育成に指導的役割を果たしている農家を「埼玉県地域指導農家」として認定し、その活動を支援することで新規就農者の確保、育成を図っている。(齊藤委員)

⑱参考に農地中間管理事業の埼玉県の実績を報告したい。平成28年度は、県内全域で約1,000haである。内訳は、そのほとんどが行田、加須、羽生市等のほ場整備を行った水田地帯である。さいたま農林振興センター管内では約65haとなるが、大半が

鴻巣市のほ場整備を行った水田地帯である。さいたま市では、今年度、新規就農者へ中間管理事業を活用した転貸を行っており、非常によい取り組みであると捉えている。今後もこのような取り組みを進めていただきたい。(齊藤委員)

⑱農地中間管理事業の活用方法として、出し手受け手の相対の利用権設定期限が満了となるタイミングで更新する際に、中間管理事業に切り替えていただくという方法がある。そうすることにより賃借料のやりとりも埼玉県農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が行うこととなるため、そういったこともメリットのひとつとして周知して行ってほしい。(齊藤委員)

⑳農地の貸借については、今の社会情勢では、むしろただでもよいので借りてほしいという方々も多く、賃借料なしの使用貸借で契約を結ぶ方もいる。農地中間管理事業は、担い手への農地集積という目標のため、公平性という観点からどうしても一定の金額で貸借することを考慮せざるを得ない。そういう意味で利用をためらう方もいる。(若谷委員)

㉑人と農地を取り巻く問題・課題は数多く、本日も委員の皆様から様々な貴重な御意見をいただいた。これをやれば、必ず上手くいくという決め手はなく、それぞれの課題・対策を少しずつでも解決に向け取り組んでいくことが重要であるとする。それでは、この3つの人・農地プラン（案）について、それぞれ妥当であると判断してよろしいか。(後藤委員長)

㉒異議なし（全員）

㉓審議会としては、この3つの人・農地プランを妥当であると判断する。事務局で答申の手続きを進めていただきたい。(後藤委員長)

(2)さいたま市農業交流施設整備基本計画（案）について

事務局より、資料をもとにさいたま市農業交流施設整備基本計画（案）について説明後、意見交換が行われた。

①交流施設については、非常に魅力を感じる。スケジュールによると、本格的に交流施設が稼働するのは平成35年以降とのことだが、前倒しで進めることはできないのか。(滝澤委員)

②市として、施設を検討するにあたり、様々な案を検討した。整備候補地を絞った後も、施設の整備位置について検討を重ねたが、中途半端な位置に整備するよりも、整備に時間はかかるが、利用者にとって最もメリットが大きく、農業交流施設整備の効果が最大限得られる点を重視した。当該候補地は、環境局所管の施設があり、解体にはどうしても所要の時間がかかる。その中で、最短となるスケジュールで進

めているところである。(岸委員)

③ハード面については、物理的な制約があり時間がかかるのは理解できる。ソフト面については、できることから、順次スタートするという考えで取り組んでほしい。
(滝澤委員)

④ソフト面については、今年度より周辺農家に働きかけ、整備候補地となる大崎公園で直売イベント(月1回程度)を市と一緒に始めています。次年度以降もイベント等を充実させていくことで、交流施設が完成した際は、スムーズに移行できるような仕組み作りに取り組んでいるところである。(岸委員)

⑤私もこの交流施設にはとても期待しており、早い完成を望んでいる者の一人ですが、候補地が旧クリーンセンターということで、土壌の問題について、市はどのように考えているのか。(島田委員)

⑥現時点では、特に対策を行ってはいないが、安全面で配慮することは当然のことであり、土壌への不安についてもきちんと払拭できるよう必要に応じた対応を行っていく所存である。(岸委員)

⑦交流施設には、様々な機能があり、それぞれに適切な管理を行っていくものと思われるが、一方でそれらを統合し、全体最適化の視点でイメージ・目的をしっかりと共有し運営していくことが大切であると思う。そういった点をよく工夫されるとよいのではないかと。(後藤委員長)

⑧スケジュール感でいえば、結果として、平成35年に交流施設が整備されるまでかなり時間をいただけることとなった。逆の意味でこれを好機と捉え、管理・運営についてどのような在り方が、交流施設の目的や基本コンセプトの達成にふさわしいのか、きっちり詰めていきたい。(岸委員)

⑨さいたま市は、首都圏ということもあり、外国からの訪問者が多い。市内で宿泊できる施設がほしいという声をよく聞く。外国人にとって、さいたま市は東京からのアクセスも至便で、地方まで行かなくても手軽に農業体験ができるというメリットがある。農業交流施設は、宿泊施設の機能までは考えていないのか。(萩原副委員長)

⑩農業交流施設は、規模的な制限もあり、宿泊施設の機能まで持たせることは考えていない。(岸委員)

⑪今の子どもたちは、農業に触れる機会が少なくなっている。NPOの団体がふれあいパークで子どもたちに農業体験させるなどの取り組みを行っている。そういったところと、周辺農家等が連携し、子どもたちが自然に触れ、農業に興味をもつようなソフト事業を行っていくことがとても重要であると思う。深谷の方にあるJAでは、

就労体験を行っている。そういった取り組みも参考になるのではないか。計画をみると、とても素晴らしい施設ができるので、それにふさわしいソフト事業を行っていただきたい。(秋山委員)

⑫ソフト事業については、現時点でこれと決めて決めているわけではない。交流施設を中心に、柔軟に対応できるような管理・運営を行っていきたいと考えている。都市住民と農業をつなぐ場づくりを創出するとともに、周辺農家をはじめとするさいたま市で農業を営む方々や農業を始めたいという人が市農業の未来に希望を持てるようなソフト事業を仕掛けていきたい。(岸委員)

⑬他に意見がなければ、本計画(案)について妥当であると判断してよろしいか。(後藤委員長)

⑭異議なし(全員)

⑮審議会としては、農業交流施設整備基本計画(案)を妥当であると判断する。事務局で答申の手続きを進めていただきたい。(後藤委員長)

4 報告事項

(1) 農業委員会委員の任命について

事務局より、資料をもとに農業委員会委員の任命について報告があった。

①今回の委員候補者の年齢及び性別について教えていただきたい。(島田委員)

②女性は1名である。年齢は40代が1名で、60代が最も多く全体の約60%以上を占めている。(岸委員)

③さいたま市の農業委員会委員は、今回の改正により何名減となり、農地利用最適化推進委員が何名委嘱されるのか教えていただきたい。(後藤委員長)

→現在の農業委員会委員は、定数39名のところ38名である。改正により、農業委員会委員は21名となり、うち2名は経過措置による暫定の数字で、正規の定数は19名となる。農地利用最適化推進委員は28名となる。(事務局)

(2) さいたま市農業振興地域整備計画変更の概要について

事務局より、資料をもとに農業振興地域整備計画変更の概要について報告があった。

①前回の調査(平成16、17年度)と今回の調査を比較し、追加や変更となったものがあるか。(滝澤委員)

→法律に則った調査であるため、追加や変更はない。(事務局)

- ②基礎調査の調査結果はいつ出るのか。(後藤委員長)
- ③今年度末に結果が出揃うよう作業を進めているところである。(岸委員)
- ④大きな事業計画の変更見込みはあるのか。(齊藤委員)
- ⑤都市計画等、市の他の計画と整合を図る必要もあり、現時点ではなんともいえない。
(岸委員)
- ⑥例えば、ある場所で農業振興地域の指定を外した分を別の場所で指定するなど、農業振興地域の面積を一定に保つなどの決まりはあるのか。(後藤委員長)
→国や県は面積目標を持っているが、市は、面積目標はない。(事務局)

5 その他

事務局より、今年度の審議会は今回をもって終了すること、次年度の日程については未定であること、本日の答申については、後藤委員長の承認をもって回答する旨の報告があった。

6 閉会

開会にあたり、萩原副委員長より挨拶があった。

「長時間に渡り、慎重な審議をいただき御礼申し上げます。農業については、様々な問題があるが、農なくしては、国は語れないと思う。農業イコール命であり、今後も皆さんの御協力を仰ぎながら、農業の発展に努めてまいりたい。」

15:30閉会

(了)